

令和 7 年度下請取引等実態調査

参考資料

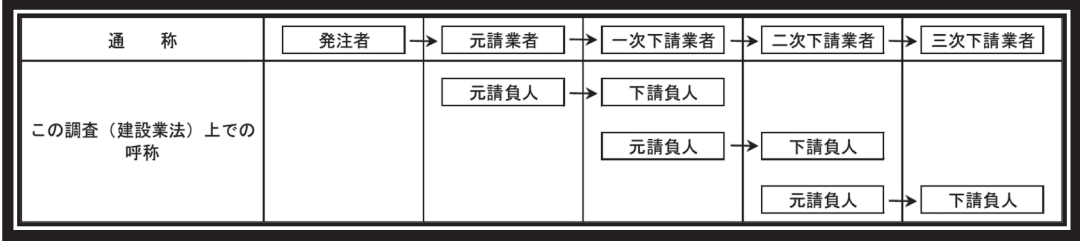
よくあるご質問

質 問	回 答
Q1 この調査の目的は何ですか。	この調査は、建設工事における元請負人と下請負人の間の下請取引等の適正化を図るため、下請取引等の実態を把握するとともに、建設業法等に照らし適正でない取引実態が見受けられる建設業者に対する指導等を通じて、取引の適正化を図ることを目的としています。
Q2 この調査は今回回答すれば終了になりますか。	回答内容に照らして追加調査を行う場合がございますのでご承知おきください。
Q3 PC や WEB 環境がなく回答ができません。	PC や WEB 環境がなく回答が不可な方は郵送依頼させていただきますので、問い合わせフォーム (https://mlit-motoshita.jp/) までご連絡ください。
Q4 回答は行わなければいけませんか。	この調査は建設業法第 31 条第 1 項及び第 42 条の 2 第 1 項等に基づき、国土交通大臣及び中小企業庁長官が実施しているものであり、発注者を含めた建設業界全体の取引状況の改善に向けた重要な調査になりますので、ご回答下さい。
Q5 回答の途中保存は可能でしょうか。	<u>回答の途中保存はできません</u> ので、別紙『「令和 7 年度下請取引等実態調査」に係る概要等』記載の事前準備書類及び事前確認事項を必ずご参照の上、一度に回答を済ませてください。 回答を修正する場合は再度ログイン頂き改めて最初から回答いただく必要がございますのでご注意ください。
Q6 どのように調査対象業者を選んでいるのですか。（昨年も調査対象となっていてと思われるが、毎年回答しなければいけないのか。）	調査対象業者は、全国の建設業許可の中から無作為に抽出しています。※昨年度の調査対象者は除いておりますので、毎年調査対象となることはございません。 中小企業庁や総務省が行っている類似の調査もございますので、ご注意ください。
Q7 当社は既に建設業の事業活動を終了（解散・廃業・吸収合併された等）しているのですが、調査票を報告しなければなりませんか。	既に建設業の事業活動を終了している場合は、調査票回答フォーム 1 ページ目に記載されている「既に建設業の事業活動を終了（解散・廃業・吸収合併）しているため、回答できません。」の項目にチェックし、回答を完了させてください。
Q8 記入した内容が発注者や元請負人等に知られることを心配しています。	報告された調査票は適切に管理していますので、発注者や元請負人等に貴社が特定されるようなことはありません。 ありのままをご回答頂きますようお願い致します。また、不利益取扱いの禁止（建設業法第 24 条の 5）規定では、元請負人が行った建設業法上の義務違反行為を、下請負人が国土交通大臣等に通報したことを理由として、取引の停止その他の不利益な取扱いをしてはならないことになっています。

Q9 本調査の対象期間（令和6年7月1日から令和7年6月30日）の間のどのような建設工事が対象となりますか。	本調査の対象期間内に貴社が契約を締結した建設工事が対象となります。
Q10 建設業の許可を受けていますが、本調査の対象期間（令和6年7月1日から令和7年6月30日）の間に建設工事を請け負った実績がありません。	回答の手順に沿って、Q-0 選択肢「3」を選択いただきますと、完了となります。
Q11 本調査の対象期間（令和6年7月1日から令和7年6月30日）の間に取引内容等の見直しを行いました。この場合はいつ時点の取引実態を回答すればよいのでしょうか。	下請負人との取引方法等の見直しを行った場合は、見直しを行った時点から令和7年6月30日の間における取引実態について回答して下さい。なお、Ⅱ「下請負人の立場で回答する設問」については、見直しの有無に関わらず令和6年7月1日から令和7年6月30日の間における取引実態について回答して下さい。
Q12 Q1-2は、1年間に下請取引を行った会社の延べ数ですか。	1年間に下請取引を行った会社の延べ数ではなく、会社の実数に応じて選択肢を選んでください。例えば、1年間にA社と5回、B社と10回、C社と15回下請取引を行った場合には、「30社」ではなく「3社」となりますので、選択肢1を回答して下さい。
Q13 Q7-6「下請負人に対する支払手段」の設問において、自社で決めている割合で現金と手形を併用しているが、現金の割合が労務費相当分を下回る場合には、割合を変更して労務費相当分を現金で支払うよう協議している場合は、どのように回答すればよいですか。	選択肢「少なくとも労務費相当分は現金で支払い、残りは手形で支払っている」を選択して下さい。
Q14 Q13-9、Q13-10、Q22-1、Q22-2に記載する個別工事について、まだ工事が完了していないため全て記入することができません。	可能な範囲で回答して下さい。
Q15 個別工事によって事情が異なるため、一概に回答を選択できません。	調査対象期間内の取引において、各設問の回答方法に従い最も当てはまる番号を選択してください。
Q16 調査票回答フォームにエラーが出て進めません。	フォームのエラー等操作方法に関するご質問は下記よりお願いいたします。 （株）帝国データバンクビジネスサービス 下請取引等実態調査担当 問い合わせフォーム URL：https://mlit-motoshita.jp/
Q17 回答を修正したいのですが、どうすればよいのでしょうか。	途中まで回答中の場合修正を行いたい設問まで戻っていただき正しく入力して下さい。※全て回答済みの場合再びログインいただき改めて最初から回答を行ってください。
Q18 ログイン情報を入力しても、ログインできません。	「調査対象者 ID」「パスワード」「案件コード(11桁)」はすべて半角で入力する必要があります。また、アルファベッ

	トの大文字・小文字が区別されますので、この点に注意してログイン情報を入力し、ログインの可否を確認してください。※ログイン不可の場合は問い合わせフォーム URL よりお問い合わせください。
Q19 「パスワード」を何度か間違えログインできません。	ログイン不可の場合は問い合わせフォーム URL よりお問い合わせください。こちらからご案内させていただきます。
Q20 調査票の操作方法が分からないのですが、どうすればよいでしょうか。	下記よりお問い合わせください。 (株) 帝国データバンクビジネスサービス 下請取引等実態調査担当 問い合わせフォーム URL : https://mlit-motoshita.jp/
Q21 調査内容に関して質問があるのですが、どちらに問い合わせればよいでしょうか。	下記よりお問い合わせください。 国土交通省不動産・建設経済局建設業課建設業適正取引推進指導室 電話:03-5253-8111 (内線:24785、24727) 問い合わせフォーム URL : https://mlit-motoshita.jp/

用語説明

用 語	意 味
発注者・元請負人・ 下請負人	建設業法では、下請工事として受注した場合でも、その建設工事の一部を他の建設業者に下請負した場合には、自社が「元請負人」となり、その下請取引を行った建設業者が「下請負人」となります 
注文者	建設業法上の定義では、上記の発注者と元請負人を合わせて指します。
支払いの保留、保留金	工事が完成し、元請負人の検査及び元請負人への引渡しを終了後、正当な理由がないにもかかわらず長期間にわたり、下請代金の一部を支払わない行為を指します。
営業所	建設業の営業を行う事務所で、本店、支店もしくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所をいいます。
標準見積書	下請企業が元請企業（直近上位の 注文者）に対して提出している見積書を総額によるものではなく、その中に含まれる 法定福利費を内訳として明示したものをいいます。
工期に関する基準	適正な工期の設定や見積りにあたり発注者及び注文者（下請負人を含む）が考慮すべき事項の集合体であり、建設工事において適正な工期を確保するための基準として、中央建設業審議会にて作成されたもの。 https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tkl_000190.html
労務費	主に建設工事現場において、下請負契約に基づいて働く現場労働者と、請負企業が臨時で直接雇用する「現場雇用労働者」の労務費用などの工事原価に算入される諸経費を指

	します。なお、当該労務費には、労働保険料、健康保険料、介護保険料、厚生年金保険料などの各保険料の会社負担分も含まれます。
材料費	工事の施工のために直接購入された「純粋な材料費の額」を指します。
当初見積書	1. 請負契約における貴社の立場が請負人（受注者）であるとき 注文者（元請負人又は発注者）と当初の契約を締結する際に、当該注文者（元請負人又は発注者）との価格交渉において、最初に、貴社が当該注文者（元請負人又は発注者）に提出した見積書のことをいいます。 2. 請負契約における貴社の立場が注文者であるとき 下請負人と当初の契約を締結する際に、当該下請負人との価格交渉において、最初に、貴社が当該下請負人から提出を受けた見積書のことをいいます。
最終見積書	1. 請負契約における貴社の立場が請負人（受注者）であるとき 注文者（元請負人又は発注者）と当初の契約を締結する際に、当該注文者（元請負人又は発注者）との価格交渉の結果、当該注文者と合意し、当初契約に反映することとなった貴社の提出した最終の見積書のことをいいます。 2. 請負契約における貴社の立場が注文者であるとき 下請負人と当初の契約を締結する際に、当該下請負人との価格交渉の結果、当該下請負人と合意し、当初契約に反映することとなった当該下請負人の提出した最終の見積書のことをいいます。
労働災害防止対策	労働安全衛生関係法令で事業者には義務付けられている措置です。具体例としては、安全のための監視連絡、安全のための保護具類（保護帽、安全帯等）の使用、安全ネットや手すりの設置等の墜落・飛来落下防止措置、安全衛生教育の実施等の取組等があります。
施工体制台帳	下請負人等の工事の施工を請け負う全ての業者名、各業者の施工範囲、各業者の技術者氏名等を記載した台帳をいいます。
帳簿	建設業法第 40 条の 3 に定められている、営業に関する記載事項（営業所の代表者に関する事項、注文者と締結した請負契約に関する事項、下請負人と締結した請負契約に関する事項）と契約書等の添付書類からなる書類を指します。
一括決済方式	元請負人、下請負人及び金融機関の間の約定に基づき、下請負人が下請代金の全部又は一部に相当する下請代金債権を担保とし又は譲渡して金融機関から当該下請代金の額に相当する金銭の貸付け又は支払を受けることができることとし、元請負人が当該下請代金債権の額に相当する金銭を当該金融機関に支払うこととする方式をいいます。
公共工事と民間工事	公共工事とは、国・都道府県等公的機関が発注者となる工事を指します。民間工事とは、それ以外の民間企業が発注者となる工事を指します。
技能労働者	専門的な技能を有し、工事現場における建設工事の施工に直接従事する者を指します。様々な職種、例えば、とび工、鉄筋工、運転手（特殊）、型わく工、大工、左官、電気、配管工、土木一般世話役、特殊作業員等があります。なお、現場技術者（現場代理人、監理技術者、主任技術者（下請企業の主任技術者も含む）等）は技能労働者へ含まれません。
公共工事設計労務単価	国や地方自治体が行う公共工事の予定価格の積算に用いられる単価のことです。毎年約 16 万人の建設労働者について、賃金の支払い実態の調査を行い、設定しています。なお、個々の契約（下請契約における労務単価や雇用契約における労働者への支払い賃金）を拘束するものではありません。 ▶令和 6 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価はこちらをご覧ください。

	https://www.mlit.go.jp/report/press/tochi_fudousan_kensetsugyo14_hh_000001_00204.html ▶建設産業における技能労働者の処遇改善に向けた取組はこちらをご覧ください。 http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000067.html
インボイス制度	令和5年10月より開始された消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）とは、売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。売手である登録事業者は、買手である取引相手（課税事業者）から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません（また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります）。買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手（売手）である登録事業者から交付を受けたインボイスの保存等が必要となります。 ▶インボイス制度については国税庁 HP をご覧ください。 https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice_about.html

覚えておきたい！概要と制度

👉 建設業法の改正について知っていますか？【改正建設業法】

改正建設業法は令和6年6月14日に公布され、技能労働者の賃金原資である労務費の確保とその支払いのための措置が講じられております。取引における新たなルールも導入されていることから適切に法令遵守に努めてください。

▶建設業法の改正のポイントについて、詳細はこちらをご覧ください。

https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_tkl_000001_00033.html

👉 請負契約書を作成していますか？【建設工事標準請負契約約款】

中央建設業審議会は、標準的な工事請負契約の約款として、「建設工事標準請負契約約款」を作成しています。

▶国土交通省のHPから無料でダウンロードできます。詳細はこちらをご覧ください。

http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/l_6_bt_000092.html

一緒に覚えておきたい！

平成29年7月25日に建設工事標準下請契約約款の改正を行い、請負代金内訳書（工事の請負代金を費目別に内訳明示したもの）に法定福利費を内訳明示することを標準化しました。

👉 建設業法をわかりやすく解説！【建設業法令遵守ガイドライン】

元請負人と下請負人との関係に関し、どのような行為が建設業法に違反するか具体的に示すことで法令違反行為を防ぎ、元請下請間の対等な関係の構築及び公正かつ透明な取引の実現を図っております。

▶建設業法令遵守ガイドラインはこちらをご覧ください。

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/l_6_bt_000188.html

👉 その工期は適正ですか？【工期に関する基準】

令和2年7月、中央建設業審議会は、「工期に関する基準」を作成し、その実施を勧告しました。

▶「工期に関する基準」についてはこちらをご覧ください。

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tkl_000190.html

👉 原材料費等の高騰で悩んだときは・・・

国土交通省では、原材料費等の高騰の状況を踏まえ、建設業における適正な請負代金の設定や適切な工期の確保等について取り組んでおります。

➤ 原油価格・物価高騰等総合緊急対策と関係通知について、詳細はこちらをご覧ください。

<https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/16bt000177.html>

👉 労務費の適切な転嫁を行っていますか？【労務費転嫁指針】

労務費の適切な転嫁のため、発注者及び受注者がこの行動指針に沿った行為を行うことが必要であることを踏まえ、公正取引委員会において、労務費の転嫁に関する事業者の発注者・受注者の双方の立場からの行動指針を定めております。

➤ 労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針について、詳細はこちらをご覧ください。

<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/romuhitenka.html>

